

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 9 月 2 日

【会社名】 株式会社鳥取銀行

【英訳名】 THE TOTTORI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 宮 崎 正 彦

【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地

【電話番号】 鳥取 (0857) 22-8181

【事務連絡者氏名】 執行役員経営統括部長 山 上 恵 吾

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田司町二丁目 2 番12号 神田司町ビル5 階
株式会社鳥取銀行 東京事務所

【電話番号】 東京 (03) 5295-8111

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 前 田 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当行の取引先である岡山モリテツ電機株式会社が、平成25年8月30日付で岡山地方裁判所津山支部に破産手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該債務者の概要

名称 岡山モリテツ電機株式会社
所在地 岡山県津山市高野山西1909-6
代表者の氏名 正躰 豊太
資本金 40百万円
事業の内容 電気機械器具製造業

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成25年8月30日 破産手続開始の申立

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸出金 1,309百万円

(4) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権につきましては、担保及び引当金により全額保全されている債権であり、当行の事業に及ぼす影響はございません。